

令和6年度

第7回定例農業委員会会議録

令和6年10月21日 開催  
令和6年10月21日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和6年度 第7回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第10号

令和6年度 第7回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和6年10月16日

農業委員会会長 谷本 利信

召集 令和6年10月16日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和6年10月21日 午前 9時00分

閉会 令和6年10月21日 午前 10時45分 (会期1日)

第1日目 (10月21日)

出席委員 18名

1番	谷本 利信	8番	滝川 廣男	15番	横井 博美
2番	笹川 武義	9番	三好 直樹	16番	長川 富雄
3番	末長 憲二	10番	國重 義廣	17番	松岡 正広
4番	長尾 清			18番	松内 利和
5番	西川 謙三	12番	川西 正廣	19番	藤重 英子
6番	中島 美紀	13番	丸尾 説男		
7番	佐藤 裕子	14番	福家 範行		

議事録署名委員

12番 川西 正廣 委員、13番 丸尾 説男

欠席

11番 金滝 耕治 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 副主幹 横井 邦洋 主査 岩部 有起

傍聴人 人

## 議事日程

令和 6 年 9 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 1 9 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 1 8 条 7 項（農地利用配分計画の公告）  
について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 1 9 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】  
について
- 第 9 議案第 7 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 10 議案第 8 号 青年等就農計画の認定について
- 第 11 報告第 1 号 農地法第 1 8 条（通知）について

令和 6 年 10 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理（笹川）

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 6 年度第 7 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いいたします。

会長（谷本）

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いいたします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、谷本会長、議事進行をお願いいたします。

議長

それでは議事に移ります。本日の欠席者は、11 番 金滝 耕治 委員の 1 名です。よって、農業委員出席者は、18 名です。

会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、12 番 川西 正廣（かわにし まさひろ） 委員  
13 番 丸尾 説男（まるお せつお ） 委員  
を指名します。



に至ったものです。なお、現契約については、令和6年10月15日付で合意解約しており、11月の農業委員会にて報告予定となっております。

譲受人の経営面積は、自作地が7,681㎡、借入地が436,234.43㎡、合計443,915.43㎡あり、経営地については全て適切に維持管理されています。また、貸付地が1,025㎡ありますが、これは自身が役員を務める法人に貸し付けているもので、農地の効率利用は満たされているものと判断しています。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦は、20年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクターを6台、田植機を2台、コンバイン、耕運機を各1台、トラックを10台、農舎200㎡所有しております。

また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、0.1km、徒歩で1分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

以上のように事務局から説明がありましたが、議案第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について説明します。

今日は1件です。

議案第2号-1

本申請は、R6.8月に農振除外の申し出があり、総会で承認いただき、県へ事前協議していた案件です。県から10/1付けで事前協議の同意をいただき、4条申請されたものです。

地区・図面： ██████████ 図面番号 4条-1  
申請地 : ██████████ 田 240㎡  
██████████ 1 田 594㎡ 合計 834㎡

(どちらも現況地目は宅地)

地種 : 第2種農地

併用地 : ██████████ 宅地 723.95 m<sup>2</sup>外1筆 及び  
農道・水路(用途廃止予定)、排水管理設部分 合計 821.05 m<sup>2</sup>

申請者 : ██████████

転用目的 : 農家住宅の宅地拡張、事業用地

施設の概要 : 農家住宅  
住宅2階建(母屋、納屋) 2棟 435.51 m<sup>2</sup>  
事業用建物  
物置平屋建 4棟 87.82 m<sup>2</sup>  
車庫平屋建 2棟 102.13 m<sup>2</sup>  
事務所平屋建 1棟 25.30 m<sup>2</sup> 合計 650.76 m<sup>2</sup>

説明 : **【理由】** 申請人は個人自営業で建設業を営んでいますが、倉庫や資材置場、駐車場が必要となったことから、平成12年ごろから██████████の農地で造成工事を行い車庫や物置を設置し事業用地として利用してきており、██████████の農地については平成17年ごろ造成工事を行い、事務所や物置等を追加設置し事業用地を拡大して利用してきました。  
今回、農地を確認している中で無断転用が判明し、本申請に至ったものです。  
申請地は宅地と隣接しており、本申請農地2筆と宅地、用途廃止した農道・水路を農家住宅部分と事業用地の2つの用途で一体的に利用している状態です。  
農家住宅部分としては、土地の有効利用面積901.85 m<sup>2</sup>に対して建物面積が435.51 m<sup>2</sup>で、土地利用率48.3% ≥ 30%。  
本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

**【資金】** 今回、新たに必要な資金は発生していません。  
造成費50万円、建築費500万円、合計550万円  
自己資金550万円

**【期間】** 平成12年、平成17年

**【造成】** 新たな造成はなし。

**【排水】** 雨水: U字溝で受け南側の既設水路へ放流  
汚水: 浄化槽を設置・処理水を南側既設水路へ放流

**【他法令許可】** 公共用財産(農道・水路)の用途廃止

**【水利】** ██████████

**【隣接同意】** 隣接農地なし

**【始末書】** あり

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について説明致します。

今月は、6 件です。

議案第 3 号-1

本申請は、R6.8 月に農振除外の申し出があり、総会で承認いただき、県へ事前協議していた案件です。県から 10/1 付けで事前協議の同意をいただき、5 条申請されたものです。

地図・図面： ██████████ 図面番号 5 条-1

権利設定 所有権移転

申請地 : ██████████ 田 1,162 m<sup>2</sup>外 1 筆 合計 2,665 m<sup>2</sup>

地種 : 2 種農地

併用地 : なし

申請者 : 【譲渡人】 ██████████

【譲受人】 ██████████

転用目的 : 露天駐車場

用途 : その他（駐車場）

施設の概要 : 露天車両置場、積み降ろしスペース、詰所

申請内容 : 【理由】 譲受人は、綾川町に主たる事務所を置き、平成 29 年に設立した

説明

運送業を行う法人であります。事業拡大に伴い新たに車両置場を

確保する必要が生じたため、整備の計画をしたものです。  
労働力を効率的に運用するためにも高速道路のインターチェンジに近い場所の方が都合よく、事務所から高速道路のインターチェンジまでの主要道路沿いで候補地を検討し選定したものです。

申請地は、事務所とインターチェンジの中間地点付近にあり、大型トラックを含めて車両 11 台分及び従業員の車両、積み降ろしスペース等の用途として必要十分な面積であり、規模としては妥当であるものと考えます。

【資金】 土地代 900 万円、造成費 50 万円、建築費 0 万円 合計 950 万円

<内訳>自己資金 0 万円、借入金 950 万円

【期間】許可後 R 7. 1. 10～R 7. 3. 31

【造成】盛土 良質花崗土 H=0.15～0.65m 切土 なし  
コンクリート擁壁 なし 法面 なし

【排水】雨水：最終柵を設置し、東側水路に放流  
汚水：なし

【他法令許可】県道占用（床版設置）

【水利】与北池総代 川西泰弘

【隣接同意】砂子保則

### 議案第 3 号-2

本申請は、R6.8月に農振除外の申し出があり、総会で承認いただき、県へ事前協議していた案件です。県から 10/1 付けで事前協議の同意をいただき、5 条申請されたものです。

地図・図面： ██████████ 図面番号 5 条-2

権利設定 使用貸借権設定

申請地 : ██████████ 田 446 m<sup>2</sup>

地種 : 2 種農地

併用地 : なし

申請者 : 【貸人】 ██████████

【借人】 ██████████

(貸人は、借人の妻の母親)

転用目的 : 分家住宅

用途 : 一般住宅

施設の概要 : 住宅平屋建 1 棟 108.40 m<sup>2</sup>

申請内容 : 【理由】 申請人は借家で妻と 2 人で同居していますが、家財道具が増え  
説明 借家では手狭になってきたことから、妻の親が所有する農地に分家住宅を計画しました。妻の親の所有地で検討したところ、所有農地はすべて農用地区域内であり、申請地が北側の一部を宅地に西側及び東側を町道に接することから、最も農地の縁辺部に近く営農への影響が小さいため選定したものです。

将来的な親の介護も考え、申請地が実家の近くに位置することも選定した理由の一つとなっています。

敷地面積 446 m<sup>2</sup>、建築面積 108.4 m<sup>2</sup> 24.30% (≥22%)

【資金】建築費 2800 万円 合計 2800 万円

<内訳>自己資金 1600 万円、借入金 1200 万円

【期間】許可後 R 6. 12. 20～R 7. 12. 20

【造成】花崗土による盛土 H=0.60m、コンクリート擁壁 H=0.60～1.4m

【排水】雨水：ため柵で集水後、東側水路へ放流

汚水：合併浄化槽で処理後、東側水路へ放流

【他法令許可】町道占用（床版設置）

【水利】

【隣接同意】

議案第3号-3

本申請は、R6.8月に農振除外の申し出があり、総会で承認いただき、県へ事前協議していた案件です。県から10/1付けで事前協議の同意をいただき、5条申請されたものです。

地図・図面： 図面番号5条-3

権利設定 所有権移転

申請地： 畑 64㎡外3筆 合計462㎡

地種： 2種農地

併用地： なし

申請者： 【譲渡人】

【譲受人】

転用目的： 農家住宅

用途： 農家住宅

施設の概要： 住宅平屋建 1棟 85.00㎡、カーポート 1棟 31.44㎡ 合計116.44㎡

申請内容説明： 【理由】 申請人は親子でそれぞれ別々に居住していますが、申請地の近隣でイチゴ栽培を行っており、営農の効率化を考え営農地の近くに新たに住宅を建築することを計画しました。また、農機具の保管場所にも困っていたため、保管場所としても活用予定となっております。

本案件については、申請人が近隣で営農している認定農業者である点、周辺農地が一体として農用区域内の農地であり適地が少ない点などを考慮して転用可能な農地として判断しております。

敷地面積 462㎡、建築面積 116.44㎡ 25.20% (≥22%)

【資金】土地代10万円、造成費150万円、建築費1850万円

合計2010万円

<内訳>自己資金10万円、借入金2000万円

【期間】許可後R7.1.5～R8.4.30

【造成】花崗土による盛土H=0.30m、コンクリート擁壁 H=0.65m

【排水】雨水：最終枳を設置し、北東側水路へ放流

汚水：合併浄化槽で処理後、北東側水路へ放

【他法令許可】法定外公共物使用（農道への排水管理設）

【水利】

【隣接同意】なし

議案第3号-4

地図・図面： ██████████ 図面番号5条-4  
権利設定 使用貸借権設定  
申請地： ██████████ 田 259 m<sup>2</sup>  
地種： 2種農地  
併用地： なし  
申請者： 【貸人】 ██████████  
          【借人】 ██████████  
          ██████████  
転用目的： 分家住宅  
用途： 一般住宅  
施設の概要： 住宅平屋建 1棟 101.23 m<sup>2</sup>  
申請内容： 【理由】 申請人は現在町内で借家暮らしであるが、子供の誕生を迎え現在の賃貸住宅では手狭であるので、叔父である正規氏が所有する土地を使用貸借し、実家の近くに自己住宅を建築し、両親に子供の面倒を見て貰ったり、両親の老後の生活を補助し、農地の耕作を継続するため申請したもの。  
敷地面積 259 m<sup>2</sup>、建築面積 101.23 m<sup>2</sup> 39.08% (≧22%)  
【資金】 造成費 150 万円、建築費 3400 万円 合計 3550 万円  
          <内訳>借入金 3550 万円  
【期間】 許可後R6.12.10~R7.9.30  
【造成】 花崗土による盛土 H=0.50m、コンクリート擁壁 H=0.5m  
【排水】 雨水：溜桝を設置し南側水路へ放流  
          汚水：合併浄化槽を設置し南側水路へ放流  
【他法令許可】  
【水利】 ██████████  
【隣接同意】 ██████████

議案第3号-5

地図・図面： ██████████ 図面番号5条-5  
権利設定 使用貸借権設定  
申請地： ██████████ 田 379 m<sup>2</sup>  
地種： 2種農地  
併用地： 申請地からの排水を農地埋設管にて水路へ放流。  
          ██████████ 田 48.53 m<sup>2</sup>外2筆 合計 73.75 m<sup>2</sup>  
申請者： 【貸人】 ██████████

【借人】 [REDACTED]  
[REDACTED]

転用目的 : 分家住宅

用途 : 一般住宅

施設の概要 : 住宅平屋建 1棟 111.58㎡

申請内容 : 【理由】 申請人は現在町外で借家暮らしであるが、両親宅の近くに住居  
説明 を新築し永住しようと思ひ、父親所有の土地を候補地として検討  
していた。当申請地は両親宅に近く、両親に子供の面倒を見ても  
らいやすいこと。また、申請人が将来、両親の面倒を見やすいこ  
となどを総合的に判断し申請に至った。

敷地面積 452.75 の内有効面積 379㎡

建築面積 111.58㎡ 29.44% (≥22%)

【資金】 造成費 300万円、建築費 2200万円 合計 2500万円

<内訳>借入金 2500万円

【期間】 許可後 R6.12.1～R7.6.1

【造成】 花崗土による盛土 H=1.20～2.00m、コンクリート擁壁  
H=1.90～2.4m

【排水】 雨水 : ため柵を設置し西側水路へ放流

汚水 : 合併浄化槽を設置し西側水路へ放流

(雨水、汚水ともに申請地最終柵で集水し、併用地農地に  
排水管を埋設、西川水路へ放流)

【他法令許可】 なし

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

### 議案第3号-6

本申請は、R6.8月に農振除外の申し出があり、総会で承認いただき、県へ事前協議していた案件です。県から10/1付けで事前協議の同意をいただき、5条申請されたものです。

地図・図面 : [REDACTED] 図面番号5条-6

権利設定 : 賃貸借権設定

申請地 : [REDACTED] 田 682㎡

地種 : 3種農地 ([REDACTED] から300m以内)

併用地 : [REDACTED] 宅地 819.86㎡外2筆  
及び 水路 (用途廃止予定) 合計 2428.75㎡

申請者 : 【貸人】 [REDACTED]

【借人】 [REDACTED]

転用目的 : 店舗用地

用途 : 店舗用地

施設の概要： 店舗平屋建て 1棟 205.25㎡

申請内容 説明： 【理由】 借人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、昭和50年に設立したフランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストア等の経営を行う法人であります。

本申請の併用地部分において、店舗を営んでいるものの、朝やお昼などの混雑時には駐車場が不足し路上駐車する人もおり危険であることから、敷地を拡張する計画を立てたものです。

また、併せて既存の店舗も古くなってきたため、申請地部分に建て替えることも計画しました。

既存施設を拡張する計画であることから、隣接地でなければ事業の達成はできず、申請地は[REDACTED]の300m以内にある農地で原則転用可能な第3種農地であるため、申請地を選定したものです。

【資金】 造成費 800万円、建築費 3800万円、取壊費 700万円  
合計 5300万円

<内訳> 自己資金 5300万円

【期間】 許可後 R6.12.1～R7.10.30

【造成】 花崗土による盛土 H=0.20～0.80m、  
再生クラッシュラン H=0.20m  
コンクリート擁壁 H=0.60～1.25m

【排水】 雨水：排水柵を設置し既存排水管及び新設排水管にて東側水路へ放流

汚水：既存下水を利用して西側（県道埋設）下水管に放流

【他法令許可】 法定外公共物（水路用途廃止）

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第3号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について事務局より説明を願います。





それではさきに採決を行います。

議案第6号の案件第21号から第26号までの6案件について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。滝川委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 滝川委員入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.11～P.29をご覧ください。

契約件数： 29件 合計 74,365 m<sup>2</sup>

新規契約： 14、19、27～28、33～35番 7件 25,545 m<sup>2</sup>

更新契約： 1～13、15～18、20、29～32番 22件 48,820 m<sup>2</sup>

変更契約： なし

貸付先としましては、1～10番を■■■■氏へ、11番を■■■■氏へ、12～13番を■■■■

■■■■へ、14番を■■■■へ、15番を■■■■氏、16番を■■■■へ、17～18番を■■■■

■■■■氏へ、19番を■■■■氏へ、20番を■■■■氏へ、27番を■■■■

■■■■へ、28番を■■■■、29～32番を■■■■氏、33～34番を■■■■

■■■■へ、35番を■■■■へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第6号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第7号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第7号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。今月は、除外案件が3件です。

案件第1号と第2号は関連する案件であるため一括で説明いたします。

議案第7号-1、-2（除外）

地図・図面： ██████████ 農振除外-1

申出区分： 農用地からの除外

申請地：【案件第1号】 ██████████ 田 1,203 m<sup>2</sup>のうち185 m<sup>2</sup>

【案件第2号】 ██████████ 田 284 m<sup>2</sup>のうち38 m<sup>2</sup>

併用地： ██████████ 宅地 679.48 m<sup>2</sup> 外2筆

合計事業面積 907.26 m<sup>2</sup>

除外前用途： 農地

除外後用途： 農家住宅への進入路

【案件第1号】

土地所有者： ██████████

【案件第2号】

変更前の土地所有者： ██████████

変更後の土地所有者： ██████████

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 進入路

【資金内訳】 土地代34万円、造成費30万円、建築費0万円

合計64万円 <内訳>自己資金64万円、借入金0万円

【変更を必要とする理由】

譲受人が居住する農家住宅は、宅地の南側側からの進入路を利用しているものの、その進入路は路肩が狭いため緩急車輛が進入できず、路肩も崩れかけている部分があります。当初は既存の進入路を修繕・拡幅したいと考えていたものの、進入路の距離が長く拡幅部分の土地を購入することになるため費用がかかり、同じ進入路の利用者の賛同を得られなかったため断念しました。そこで、代替地として広い道路から最短で進入できる申請地を選定し、整備の計画をしたものです。

【工事着工時期】 令和7年2月 【供用開始時期】 令和7年4月

【造成】 盛土 花崗土 H=0.90m 切土 H=0.25~0.70m

コンクリート擁壁 H=1.00~1.25m 法面 なし

【排水】 雨水：自然浸透

汚水：なし

【利用率】 敷地面積 907.26 m<sup>2</sup>、建築面積 288.37 m<sup>2</sup> 31.78% (≥30%)

(有効利用) (679.48 m<sup>2</sup>) (42.43%)

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業

振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び永富池土地改良区の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第7号-3（除外）

地図・図面： [REDACTED] 農振除外-3

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED] 田 44 m<sup>2</sup>

併用地： [REDACTED] 宅地 499.66 m<sup>2</sup>外1筆 合計 551.17 m<sup>2</sup>  
合計事業面積 595.17 m<sup>2</sup>

除外前用途： 農地

除外後用途： 農家住宅

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 住宅2階建 1棟 170.29 m<sup>2</sup>  
納屋兼車庫平屋建 1棟 79.03 m<sup>2</sup> 合計 249.32 m<sup>2</sup>

【資金内訳】 新たな資金計画はなし

【変更を必要とする理由】

申請人は、平成8年ごろ宅地入口部に車庫用地を購入したものの、一部は宅地の奥にある農地への進入路として利用していたため、車庫を建てられませんでした。そこで、進入路部分を引き続き貸す代わりに、申請地部分に納屋兼車庫を建てることの同意を得て、現在のように建てて利用してきました。

今回、所有農地を確認した際に納屋兼車庫が未申請のまま農地に建築されていることが判明し、本申請に至ったものです。本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

本申請地は農家宅地に隣接する農地であり、周辺農地の縁辺部に位置し営農への影響もないため申請地が適地であり、やむを得ないと考えます。

【工事着工時期】 平成8年4月 【供用開始時期】 平成8年頃

【造成】 新たな造成計画はなし

【排水】 雨水：既存排水桝を利用し、西側河川へ放流  
汚水：合併浄化槽で処理後、西側河川へ放流

【利用率】 敷地面積 595.17 m<sup>2</sup>、建築面積 249.32 m<sup>2</sup> 41.9% (≥30%)

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び永富池土地改良区の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第7号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第8号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第8号青年等就農計画の認定について説明します。今月は変更が1件の申請です。

議案第8号-1

今回の変更点ですが、当初計画時には施設は貸借により利用する計画となっておりましたが、施設及び農地を取得することとなったため、それに合わせて計画を変更するものです。

予定認定番号： 就農 R5-2 (変1)

申請者：

住 所：

生年月日： 平成9年4月1日 26歳

営農類型： 苺

生産量目標：(令和10年度目標)

イチゴ 11.0a 5,500kg (10a当り5,000kg)

所得目標：3,500千円(当初3,300千円)

労働時間：2,400時間

農業経営改善の方向の概要：

農業技術の向上、設備の導入、作業の効率化により施設イチゴで5,000kg/10aの収量を目指し、所得向上・安定を図っていく計画となっております。

以上ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

議案第8号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は2件です。

報告1-1

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 1,169 m<sup>2</sup>

解約日：令和6年9月13日

説明：耕作者変更による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-2

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED] 田 1,271 m<sup>2</sup> 他5筆 合計8,792 m<sup>2</sup>

解約日：令和6年9月30日

説明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願ひします。

議長

報告第1号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案のうち、議案第6号の案件第21号から第26号までの6案件を除く、議案第1号から議案第8号について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第7回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 10時 45分 閉会

議事録署名人

議 長

---

委 員

---

委 員

---